

平成31年度 生徒再募集要項

兵庫県立湊川高等学校

〒653-0804 神戸市長田区寺池町1丁目4番1号

TEL (078)691-7406 FAX (078)691-7406

この要項は、平成31年度兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱（以下「選抜要綱」という。）に基づく。

1 再募集定員

定時制課程 普通科 若干名

2 教育目標

- (1) 人間として不可欠な倫理観の育成と人権尊重の精神に基づく教育の充実を図る。
- (2) 定時制高校としての特色を生かし、魅力ある地域に開かれた学校づくりを進める。
- (3) 自ら学ぶ意欲を育て、基礎的・基本的な学力の定着を図る。

3 教育課程上の特色

- (1) 少人数授業を生かして個に応じたきめ細かい指導を行い、基礎学力の定着を図る。
- (2) 『4修制』（修業年限4年）の教育課程を活用し、または特色（『①ベーシック・ラーニングエリア「学び直し」、②ライフ・デザインエリア「調理師免許取得支援」』）ある『3修制』（修業年限3年）の教育課程を活用して、自己の進路実現を図る。
- (3) 朝鮮語を教育課程に取り入れている本校の教育実践を踏まえ、より一層国際化に対応し、共に生きる豊かな心を育てる。

4 出願資格

平成31年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者。

5 出願手続

- (1) 出願期間、受付時間

出 願 期 間	受 付 時 間
3月20日（水）又は3月22日（金）	14:00～19:00

- (2) 手続

ア 志願者は、入学願書・受検票に必要事項を記入し、入学検査料950円分の兵庫県収入証紙（消印のあるものは無効）を入学願書の所定の欄に貼付して、出願期間中に出身中学校長経由で本校校長に出願しなければならない。

イ 郵送による出願も認めるが、その場合は事前に本校に電話連絡のうえ、配達日指定（3月20日（水））としなければならない。

また、受検票送付のため、出願者の宛先を明記し362円分の切手（速達料金を含む。）を貼付した返信用定形長3号封筒（12cm×23.5cm）と、入学願書（入学検査料950円分の兵庫県収入証紙（消印のあるものは無効）を入学願書の所定の欄に貼付）・受検票とともに同封の上、「願書在中」と朱書して簡易書留で郵送しなければならない。

6 志願変更

- (1) 取扱日、受付時間
3月25日（月） 14:00～19:00
3月26日（火） 14:00～17:00

- (2) 手続

ア 上記の指定日に1回に限り、志願校、志願学科を変更することができる。

イ 志願変更する場合は、出身中学校長経由で、所定の手続きを行うこと。この場合、郵送は認めない。

ウ 志願変更の手続きの詳細については、「選抜要綱」の定めるところによる。

7 学力検査の場所及び日程等

- (1) 学 力 検 査 学力検査は、平成31年3月27日（水）に本校で行う。
- (2) 学力検査実施時間表

	集 合	注 意	検査1	検査2	検査3
時 間	8:40	8:50	9:20	10:30	11:40
		9:00	10:10	11:20	12:30

※ なお、検査の内容は、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「英語（聞き取りテストは含まない。）」の5教科とし、各教科100点、総配点500点とする。

8 検査当日の心得及び携行品

- (1) 受検票、筆記用具、直定規、コンパスを持参のうえ、午前8:35までに登校すること。
- (2) ①下敷き、②筆箱、③三角定規、分度器、④計算機（時刻表示付きを含む）、⑤分度器・計算機等が付いた定規、⑥計算機や辞書機能等が付いた時計等、⑦携帯電話、⑧その他受験に必要なものの検査場への持ち込みは許可しない。ただし、月・日・曜日付きの時計の持ち込みは差し支えない。
- (3) 検査終了まで校舎外への外出は禁止する。

9 合格者発表

- (1) 合格者発表は、3月28日（木）17:00～17:30本校玄関前において受検番号を掲示して行う。
- (2) 電話での問い合わせ等については一切受け付けない。

10 合格者入学説明会

- (1) 合格者は、3月28日（木）18:00に、保護者同伴（成人の場合は本人のみ）のうえ、筆記用具を必ず持参して登校すること。
- (2) 合格者は、合格者入学説明会の時間帯に受検票を提示して、合格通知書及び諸書類を受け取ること。
- (3) 無断欠席の場合は、合格を取り消す場合がある。

11 学力検査の簡易開示について

- (1) 開示請求できる者 受検者本人のみで、受検票を提示すること。
- (2) 開 示 内 容 学力検査の各教科別得点
- (3) 開 示 期 間 3月29日（金）から4月30日（火）まで。（土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。）
ただし、学校行事等で開示業務ができない場合があるので、本校事務室で確かめること。
- (4) 開 示 時 間 14:00～19:00
- (5) 開 示 場 所 本校事務室
- (6) 開 示 方 法 開示は閲覧によるのみ行い、写しの交付はしない。

12 その他

- (1) 受験において特別措置が必要と判断される生徒がいる場合は、中学校長は事前に本校校長と連絡・協議を行うものとする。
- (2) この要項に定めるもの以外の必要な事項については、「選抜要綱」に定めるところによる。